

○給水装置漏水による使用水量の減免処理基準

平成17年10月 1 日

水道局告示第 5 号

改正 平成22年 3 月31日水道局告示第 1 号

(適用範囲)

第 1 条 水道使用者等の善良なる管理にもかかわらず給水装置において発生した漏水のうち、その漏水について速やかに報告がなされた上適切な処置が施されている使用者等について適用する。ただし、受水タンク以下の給水装置漏水や建築工事期間中又は工事完了後 6 箇月以内の漏水については適用しない。

(減免の手続)

第 2 条 漏水によって増加したと思われる水量の減免は、使用者等の申請に基づき、かつ、減免の対象となった事由及び完全な修繕等の処置が確認された後に行うものとする。

(水量の減免の範囲及び方法)

第 3 条 給水装置の漏水による水量の減免の範囲及び方法は、次のとおりとし、減免対象期間は使用者等から申請がなされた後減免対象として認められた月分だけとする。

(1) 普段発見が容易でなく極めて困難な地下の埋設部分、床下、パイプスペース及びコンクリート塀等の中に埋め込まれた給水管等の腐蝕による漏水の場合は、漏水量の50パーセント減とする。

(2) メーター取付け又は取替工事等の不備による漏水の場合は、100パーセント免除する。

2 漏水による減免水量は、減免対象となった月分の使用水量から前 3 箇月の平均使用量又はその他適当と思料される水量を差し引いた水量とする。

3 減免水量の計算に当たって、端数が生じたときは切り捨てるものとする。

(老朽管の布設替勧告)

第 4 条 給水管等の老朽化によって漏水が著しい場合には、その布設替えを勧告し、当該工事が完了するまでの間は減免はしないものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めのない事項については、その都度水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

(平22水告示1・一部改正)

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日水道局告示第1号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。